

【 施 設 基 準 一 覧 】

令和8年 7月 1日現在

○ 基本診療料

- ・一般病棟入院基本料
- ・療養病棟入院基本料
- ・特定集中治療室管理料1
- ・ハイケアユニット入院医療管理料 1
- ・救急医療管理加算
- ・超急性期脳卒中加算
- ・診療録管理体制加算1
- ・医師事務作業補助体制加算1（15対1）
- ・急性期看護補助体制加算（25対1）（看護補助者5割以上）
- ・夜間100対1急性期看護補助体制加算
- ・看護職員夜間配置加算（12対1）
- ・電子的診療情報連携体制整備加算 1
- ・療養環境加算
- ・重症者等療養環境特別加算
- ・療養病棟療養環境加算1
- ・栄養サポートチーム加算
- ・医療安全対策加算1
- ・医療安全対策地域連携加算1
- ・感染対策向上加算1
- ・指導強化加算
- ・微生物学的検査体制加算
- ・電子的診療情報連携体制整備加算 2

○ 特掲診療料

- ・心臓ペースメーカー指導管理料の注5に掲げる遠隔モニタリング加算
- ・喘息治療管理料
- ・がん性疼痛緩和指導管理料
- ・がん患者指導管理料イ・ロ・ハ
- ・二次性骨折予防継続管理料1
- ・二次性骨折予防継続管理料3
- ・救急外来医学管理料の注 7 に規定する院内トリアージ実施体制加算
- ・救急外来医学管理料 1 及び同注 3 に規定する救急外来緊急検査対応加算 1
- ・外来腫瘍化学療法診療料1
- ・外来腫瘍化学療法診療料の注9に規定するがん薬物療法体制充実加算
- ・ニコチン依存症管理料
- ・心不全再入院予防継続管理料 1 及び 2
- ・開放型病院共同指導料
- ・がん治療連携指導料
- ・肝炎インターフェロン治療計画料
- ・薬剤管理指導料
- ・検査・画像情報提供加算及び電子的診療情報評価料
- ・医療機器安全管理料1
- ・歯科治療時医療管理料
- ・口腔機能実地指導料
- ・救急患者連携搬送料1
- ・在宅療養後方支援病院
- ・在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料の注 2 に規定する持続陽圧呼吸療法充実管理体制加算
- ・持続血糖測定器加算（間歇注入シリンジポンプと連動する持続血糖測定器を用いる場合）
- ・遺伝学的検査の注 1 に規定する施設基準
- ・BRCA1/2遺伝子検査
- ・検体検査管理加算（Ⅰ）,（Ⅳ）
- ・心臓カテーテル法による諸検査の血管内視鏡検査加算
- ・時間内歩行試験及びシャトルウォーキングテスト
- ・ヘッドアップティルト試験
- ・小児運動器疾患指導管理料
- ・神経学的検査
- ・小児食物アレルギー負荷検査
- ・C T透視下気管支鏡検査加算
- ・C T撮影及びMR I 撮影
- ・抗悪性腫瘍剤処方管理加算
- ・外来化学療法加算 1
- ・無菌製剤処理科
- ・心大血管疾患リハビリテーション料（Ⅰ）
- ・脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅰ）
- ・運動器リハビリテーション料（Ⅰ）
- ・呼吸器リハビリテーション料（Ⅰ）
- ・がん患者リハビリテーション料
- ・歯科口腔リハビリテーション料 2
- ・医科点数表第2章第9部処置の通則の5に掲げる処置の休日加算1
- ・医科点数表第2章第9部処置の通則の5に掲げる処置の時間外加算1
- ・医科点数表第2章第9部処置の通則の5に掲げる処置の深夜加算1
- ・歯科点数表第2章第8部処置の通則第6号に掲げる処置の時間外加算1
- ・人工腎臓
- ・導入期加算1
- ・透析液水質確保加算及び慢性維持透析濾過加算
- ・腎代替療法診療体制充実加算
- ・下肢末梢動脈疾患指導管理加算
- ・C A D／C A M冠
- ・咀嚼能力検査
- ・有床義歯咀嚼機能検査1のロ及び咀嚼能力検査
- ・緊急整復固定加算及び緊急挿入加算
- ・後縦靱帯骨化症手術（前方進入によるもの）
- ・緊急穿頭血腫除去術
- ・緑内障手術（水晶体再建術併用眼内ドレーン挿入術）
- ・乳癌センチネルリンパ節生検加算 2 及びセンチネルリンパ節生検（単独）
- ・経皮的冠動脈形成術（特殊カテーテルによるもの）
- ・胸腔鏡下弁形成術
- ・胸腔鏡下弁形成術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）
- ・胸腔鏡下弁置換術
- ・胸腔鏡下腎盂形成術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）
- ・弁置換術（大動脈弁、僧帽弁及び中心線維体の再建を含むものに限る。）
- ・経カテーテル弁置換術（経心尖大動脈弁置換術及び

- ・患者サポート体制充実加算
- ・重症患者初期支援充実加算
- ・報告書管理体制加算
- ・呼吸ケアチーム加算
- ・地域支援・医薬品供給対応体制加算 3
- ・病棟薬剤業務実施加算1
- ・病棟薬剤業務実施加算3
- ・データ提出加算
- ・入退院支援加算1
- ・入院時支援加算
- ・地域連携診療計画加算
- ・認知症ケア加算2
- ・せん妄ハイリスク患者ケア加算
- ・精神疾患診療体制加算
- ・地域医療体制確保加算1
- ・協力対象施設入所者入院加算
- ・初診料（歯科）の注1に規定する施設基準
- ・歯科外来診療安全対策加算1
- ・歯科外来診療感染対策加算2
- ・電子的歯科診療情報連携体制整備加算 1
- ・継続的に賃上げに係る取組を実施している保険医療機関の基準

- ・経皮的卵円孔開存閉鎖術
- ・経皮的僧帽弁クリップ術
- ・経皮的三尖弁クリップ術
- ・不整脈手術 左心耳閉鎖術（胸腔鏡下によるもの）
- ・不整脈手術 左心耳閉鎖術（経カテーテル的手術によるもの）
- ・経皮的隔膜心筋焼灼術
- ・ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術
- ・ペースメーカー移植及びペースメーカー交換術（リードレスペースメーカー）
- ・両心室ペースメーカー移植術（心筋電極の場合）及び両心室ペースメーカー交換術（心筋電極の場合）
- ・両心室ペースメーカー移植術（経静脈電極の場合）及び両心室ペースメーカー交換術（経静脈電極の場合）
- ・植込型除細動器移植術（心筋リードを用いるもの）及び植込型除細動器交換術（心筋リードを用いるもの）
- ・植込型除細動器移植術（経静脈リードを用いるもの、皮下植込型リードを用いるもの又は胸骨下植込型リードを用いるもの）、植込型除細動器交換術（その他のもの）及び経静脈電極抜去術
- ・両室ペーシング機能付き植込型除細動器移植術（心筋電極の場合）及び両室ペーシング機能付き植込型除細動器交換術（心筋電極の場合）
- ・両室ペーシング機能付き植込型除細動器移植術（経静脈電極の場合）及び両室ペーシング機能付き植込型除細動器交換術（経静脈電極の場合）
- ・大動脈バルーンパンピング法（Ⅰ A B P法）
- ・経皮的循環補助法（ポンプカテーテルを用いたもの）
- ・補助人工心臓
- ・在宅植込型補助人工心臓（非拍動流型）指導管理料
- ・経皮的下肢動脈形成術
- ・内視鏡的小腸ポリープ切除術
- ・腹腔鏡下鼠径ヘルニア手術（両側）（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）
- ・腹腔鏡下胃切除術（単純切除術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合））及び腹腔鏡下胃切除術（悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いるもの））
- ・腹腔鏡下噴門側胃切除術（単純切除術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合））及び腹腔鏡下噴門側胃切除術（悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いるもの））
- ・腹腔鏡下胃全摘術（単純全摘術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合））及び腹腔鏡下胃全摘術（悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いるもの））
- ・腹腔鏡下肝切除術
- ・腹腔鏡下膝体尾部腫瘍切除術
- ・早期悪性腫瘍大腸粘膜下層剥離術
- ・腹腔鏡下結腸悪性腫瘍切除術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）
- ・腹腔鏡下直腸切除・切断術（内視鏡手術用支援機器を用いるもの）
- ・腹腔鏡下腎悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いるもの）及び腹腔鏡下尿管悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いるもの）
- ・腹腔鏡下膀胱悪性腫瘍手術
- ・膀胱頸部形成術（膀胱頸部吊上術以上）、埋没陰茎手術及び陰嚢水腫手術（鼠径部切開によるもの）
- ・腹腔鏡下前立腺悪性腫瘍手術
- ・腹腔鏡下前立腺悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いるもの）
- ・体外式膜型人工肺管理料
- ・医科点数表第2章第10部手術の通則の12に掲げる手術の休日加算1
- ・医科点数表第2章第10部手術の通則の12に掲げる手術の時間外加算1
- ・医科点数表第2章第10部手術の通則の12に掲げる手術の深夜加算1
- ・胃瘻造設術（経皮的内視鏡下胃瘻造設術、腹腔鏡下胃瘻造設術を含む。）（医科点数表第2章第10部手術の通則の16に掲げる手術）
- ・再製造単回使用医療機器加算
- ・輸血管理料Ⅱ
- ・胃瘻造設時嚥下機能評価加算
- ・歯周組織再生誘導手術
- ・広範囲顎骨支持型装置埋入手術
- ・麻酔管理料Ⅰ
- ・麻酔管理料Ⅱ
- ・保険医療機関間の連携による病理診断（送信側）
- ・病理診断管理加算2
- ・悪性腫瘍病理組織標本加算
- ・口腔病理診断管理加算2
- ・看護職員処遇改善評価料45

- 経皮的動脈弁置換術)

・外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）の注5
・歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）の注5
・入院ベースアップ評価料114
- 入院時食事療養

・入院時食事療養（Ⅰ）/ 入院時生活療養（Ⅰ）
- その他の届出

・酸素単価